

石保福第58号
令和8年4月21日

関係各位

石巻市長 齋藤正美
(公印省略)

石巻市奨学金返還支援事業助成金の周知について(依頼)

本市の保健福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、地域包括ケアシステムの推進に必要な医療・介護・福祉分野の専門職員の人材確保と定住促進を図るため、「石巻市奨学金返還支援事業助成金」を創設し、所定の条件を満たす方を対象に奨学金の返還に対する助成を行っております。

つきましては、事業内容について御承知いただきますとともに、周知について御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 助成対象者(①～⑨の全ての条件を満たす方)

- (1) 助成金の交付申請をする前年度の3月31日において石巻市に住所を有していた者であって、申請日においても引き続き石巻市内に住所を有する方
- (2) 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- (3) 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する方
- (4) 平成28年4月1日以降に、石巻市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内の事業所で3のいずれかの保有資格に基づく業務に従事する方で、助成金の交付申請をする前年度の3月31日まで継続して市内事業所に勤務された方(国及び地方公共団体の職員を除く)
- (5) 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- (6) 奨学金の返還に滞納がない方
- (7) 市税に滞納がない方
- (8) 奨学金返還支援に係る他の補助金等の交付を受けていない者
- (9) 暴力団員等でない方

2 対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金(第一種奨学金、第二種奨学金)
- (2) 石巻市奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金

3 助成金額及び助成期間

- ・対象年度において、市内居住期間又は市内事業所での就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額となります。

【新規申請者】

- ・申請年度内に返還した奨学金返還額の1/2（上限10万円）
※繰り上げ返還した額は対象外です
- ・6年間

4 申請受付期間

- ・令和8年5月～9月（予定）

5 その他

- ・本事業の詳細な内容及び申請手続き等については、石巻市ホームページを御参照ください。
(トップページ>市民の方へ>健康と福祉>包括ケア>奨学金返還支援事業助成金)

6 送付書類

- ・「石巻市奨学金返還支援事業助成金」チラシ

【担当】

保健福祉部保健福祉総務課 地域福祉推進係 鈴木

電話：0225-95-1111（内線2463）

Eメール：iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp

石巻市奨学金返還支援事業

石巻市では、地域包括ケアシステムの推進に必要な医療・介護・福祉分野の専門職員の人材の確保と定住促進を図ることを目的として、市内に居住し、かつ、市内の事業所に就職された方が返還する奨学金の一部について助成金を交付しています。

6年間で

最大60万円

電子申請OK

奨学金の返還を支援します

対象となる職種（※）

看護師・保健師・助産師・理学療法士
作業療法士・言語聴覚士・社会福祉士
介護福祉士・精神保健福祉士・保育士



助成金額

- 申請年の前年度中に、月賦・半年賦・年賦により返還した額の $\frac{1}{2}$ に相当する額
(1年間の上限額10万円) ※繰上げ返済は対象外
- 対象となった月から最大6年間 ※同様の助成金の交付対象期間は対象外
- 居住期間や就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額

対象者（次の要件をすべて満たす方が対象）

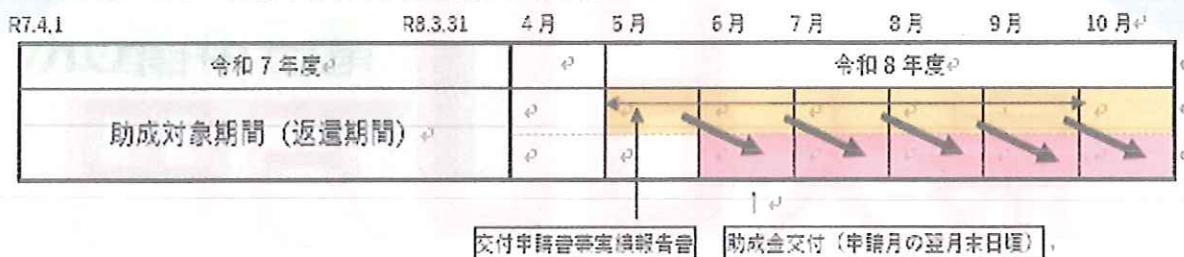
- 石巻市内に住所を有し、助成対象期間の末日まで継続して居住した方で、申請日においても引き続き石巻市内に住所を有する方
- 大学、短期大学又は専修学校専門課程に進学し、在学している期間に奨学金の貸与を受けた方
- 対象となる職種(※)の資格を有する方
- 平成28年4月1日以降に、市内事業所に正規雇用され、対象となる職種(※)に基づく業務に従事し助成対象期間の末日までに市内事業所に勤務した方（国及び地方公共団体の職員を除く。）
- 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行った方
- 市税、奨学金の返還に滞納がない方
- 奨学金返還支援に係る他の補助金等の交付を受けていない方
- 暴力団員等でない方

申請手続きが簡単になりました！

- ・窓口での申請方法に加えて、石巻市のLINE公式アカウントからスマホとマイナンバーカードを使って電子申請ができるようになりました。
- ・これまでの制度では、4月に交付申請書、翌年の4月20日までに実績報告書を提出する必要がありましたが、申請書兼実績報告書を1回提出するのみと変更しました。



対象年度の翌年に交付申請書兼実績報告書を提出。



申請手続きに必要なもの

必要書類	窓口で申請	電子申請
<input type="checkbox"/> 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの (例) 奨学生証、奨学金貸与証明書等	○	○ (画像)
<input type="checkbox"/> 前年度中に返還した奨学金の返還金額を証するもの (例) 奨学金返還額証明書及び奨学金返還証明書等	○	○ (画像)
<input type="checkbox"/> 在職証明書(様式第2号)	○	○ (画像)
<input type="checkbox"/> 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第3条 第3号に規定する資格の取得を証するもの	○	○ (画像)
<input type="checkbox"/> 預金通帳又はキャッシュカードの写し	○	○ (画像)
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	○	○ (画像)
<input type="checkbox"/> スマートフォン		○
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード + 署名用電子証明書暗証番号 (6~16ケタの暗証番号)		○

問合せ



詳細については、ホームページをご覧ください！
保健福祉部保健福祉総務課(市役所本庁舎2階)
住所：〒986-8501 石巻市穀町14番1号
電話：0225-95-1111

